

令和3年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公 社 等 の 名 称 : 公益財団法人宮崎県国際交流協会

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位:円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	多文化共生地域づくり 推進事業業務委託	県民に対する異文化 理解・相互理解の啓 発事業及び外国人住 民支援事業等に係る 業務委託	28,030,000	第167条の2第1項 第2号	本業務は、多文化共生の地域づくりを推進 するため、県民に対する異文化理解・相互理 解の啓発事業及び外国人住民支援事業等につ いて委託するものである。 公益財団法人宮崎県国際交流協会は、平成 2年に旧自治省から地域国際化協会として認 定を受け、国際交流や国際協力に関して、国 や県、市町村、関係機関と連携し、全県的な 活動を行える県内唯一の公益財団法人であ る。地域の国際化の推進や外国人にとって暮 らしやすい環境の整備などの事業ノウハウを 有し、県全体を対象に迅速かつ効率的な事業 遂行が可能であり、継続性の面でも安定的に 運営できる団体は同協会のみであることか ら、同協会と随意契約を締結することとし たものである。	商工観光労働部 観光経済交流局 オールみやざき 営業課
2	外国人住民等相談窓口 運営事業業務委託	外国人住民等に対す る行政・生活全般の 情報提供・相談対応 事業等に係る業務委 託	11,964,626	第167条の2第1項 第2号	本業務は、外国人材の受入拡大に伴い、生 活者としての外国人が安心して暮らせる環 境を整備するため、行政・生活全般の情報提供 や相談対応を多言語で一元的に行う相談窓口 の運営事業について委託するものである。 公益財団法人宮崎県国際交流協会は、平成 2年に旧自治省から地域国際化協会として認 定を受け、国際交流や国際協力に関して、国 や県、市町村、関係機関と連携し、全県的な 活動を行える県内唯一の公益財団法人であ る。外国人に対する相談業務や国際交流ボラ ンティアの養成、日本語教室、外国人向けの 防災講座を実施するなど外国人住民支援のノ ウハウを有し、県全体を対象に迅速かつ効 率的な事業遂行が可能であり、継続性の面でも 安定的に運営できる団体は同協会のみである ことから、同協会と随意契約を締結すること としたものである。	商工観光労働部 観光経済交流局 オールみやざき 営業課
3	地域日本語教育体制整 備事業業務委託	外国人住民に対する 生活等に必要な日本 語教育事業等に係る 業務委託	10,551,220	第167条の2第1項 第2号	本業務は、外国人住民が生活等に必要な日 本語能力を身に付けられるよう、地域におけ る日本語教育を推進するコーディネーターを 配置し、地域や外国人のニーズを踏まえた日 本語教育事業等について委託するものであ る。 公益財団法人宮崎県国際交流協会は、平成 2年に旧自治省から地域国際化協会として認 定を受け、国際交流や国際協力に関して、国 や県、市町村、関係機関と連携し、全県的な 活動を行える県内唯一の公益財団法人であ る。これまで県内で唯一、外国人住民に対す る日本語講座を実施しており、長年にわたる 実績や事業ノウハウを有し、県全体を対象に 迅速かつ効率的な事業遂行が可能であり、継 続性の面でも安定的に運営できる団体は同協 会のみであることから、同協会と随意契約を 締結することとしたものである。	商工観光労働部 観光経済交流局 オールみやざき 営業課